4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定債権
確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９「更生担保権弁済計画表」記載のとおりである。
（確定更生担保権）
17,496,684,707円
（債権者数）　17名
第２　権利の変更及び弁済方法
別表９「更生担保権弁済計画表」記載の更生担保権に対する弁済は、平成23年６月30日を第１回とし、その後毎年１回６月30日限り（最終回は平成28年６月30日）の６回に分割して、各回６分の１ずつの均等分割弁済をする（１円未満の端数は切り上げて弁済し、最終回で調整する。）。
第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法
第１　租税等の請求権
本更生計画案の提出日現在において約１億7000万円の未払の優先的更生債権に該当する公租公課が存在するものの、管財人は、更生債権に該当する公租公課に対する弁済について、会社更生法第47条第７項第４号に定める裁判所の許可を受けており、これら公租公課については更生計画認可決定に至るまでの間に同許可に基づき弁済を実施する予定であることから、本更生計画に基づく権利の変更ないし弁済の対象とはしない。
第２　労働債権
優先的更生債権に該当する労働債権は存在しない。
第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定債権
確定した一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表10「一般更生債権弁済計画表」及び別表11「一般更生債権弁済計画表（保証金債権）」記載のとおりである。
（確定更生債権）
167,154,478,257円及び額未定
（債権者数）　406名
第２　権利の変更及び弁済方法
１　免除
⑴　別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、全額につき免除を受ける。
⑵　別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金については、その合計額のうち、1000万円を超える部分について当該部分の86.646パーセントに相当する額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
２　弁済方法（別表11「一般更生債権弁済計画表（保証金債権）」記載の保証金債権（以下「保証金債権」という。）を有する一般更生債権者を除く。同債権者については後記３のとおり。）
別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者に対して、本節第２、１による免除後金額について、平成23年６月30日を第１回とし、その後毎年１回６月30日限り（最終回は平成28年６月30日）の６回に分割して、各回６分の１ずつの均等分割弁済をする（１円未満の端数は切り上げて弁済し、最終回で調整する。）。
３　保証金債権を有する一般更生債権者への弁済方法の特則
別表11「一般更生債権弁済計画表（保証金債権）」記載の債権者に対して、当該保証金の預入に関する約定に基づき、当該約定上の弁済期に弁済する（なお、1000万円以上の保証金債権は存在しない。）。
第４節　弁済に関するその他の事項
第１　弁済の場所及び弁済費用の負担（省略）
第２　放棄・取下債権の取扱い（省略）
第３　債権譲渡等の取扱い（省略）
第４　端数処理、弁済充当の順序（省略）
第５　繰上弁済
１　管財人は、本章第１節第２及び第３節第２、２における分割弁済の定めにかかわらず、本更生計画案につき認可決定がされたのち、最終回の弁済が終了するまでの間の任意の時期に、下記に定める本繰上弁済の対象となる債権者に対し、本繰上弁済を受けることに同意するか否かの意向調査を行うことができ、同意した債権者を対象として、裁判所の許可を得たうえで、本繰上弁済を実施することができる。さらに、かかる意向調査において、その時点における本更生計画による権利変更及び弁済後の債権残高（第５章第１節記載の未確定更生債権等が当該意向調査時において未確定の場合の当該債権等（以下「繰上弁済時未確定更生債権等」という。）、及び保証金債権は除く。）のうち、更生担保権について４分の３以上、一般更生債権について２分の１を超える額の債権を有する債権者が、本繰上弁済を受けることに同意したときには、管財人は、上記基準を超えた同意が得られた権利の種類の債権者について、本繰上弁済に同意しなかった債権者を含む全ての債権者を対象として、裁判所の許可を得たうえで、本繰上弁済を実施することができる。
記
本繰上弁済とは、本更生計画に基づき弁済すべき更生担保権額及び一般更生債権額の残額から、本更生計画に基づく各弁済期日から繰上弁済日まで年５パーセントの割合の複利計算による中間利息を控除した額を一括弁済することをいう。但し、繰上弁済時未確定更生債権等及び保証金債権は、本繰上弁済の対象としない。
２　本節第５、１に基づき管財人が本繰上弁済を実施する場合、管財人は、裁判所の許可を得た日から３ヶ月以内の日を、本繰上弁済の弁済日として定めるものとする。
３　本節第５、１に基づいて本繰上弁済が行われた日に、本更生計画に基づき弁済すべき更生担保権額又は一般更生債権額の残額から、本繰上弁済による一括弁済額を差し引いた金額（すなわち、本更生計画に基づく各弁済期日から繰上弁済日まで年５パーセントの割合の複利計算による中間利息相当額）について免除を受ける。
第４章　共益債権等の弁済（省略）
第５章　未確定更生債権等の措置
第１節　未確定更生債権等
第１　未確定更生担保権
別表14―１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権（以下「未確定更生担保権」という。）は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある更生担保権で、その確定手続が終了していないものである。
第２　未確定一般更生債権
別表14―２「未確定更生債権一覧表」記載の一般更生債権（以下「未確定一般更生債権」という。）は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある一般更生債権で、その確定手続が終了していないものである。
第２節　未確定更生債権等の措置
第１　未確定更生担保権
１　確定前の取扱い
未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。
２　確定後の取扱い
未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、第３章第１節及び第４節の定めを、一般更生債権として確定した額については、第３章第３節及び第４節の定めを、それぞれ適用する。
この場合において、既に弁済期が経過している未払金がある場合には、未確定更生担保権が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。弁済期到来までに１ヶ月未満の場合も同様とする。一般更生債権として確定した額の弁済方法については、次の第２、２による。
なお、未確定更生担保権のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。